

匝瑳市過疎地域持続的発展計画に関する達成状況の評価について

1 匝瑳市過疎地域持続的発展計画について

令和4年4月1日付で、旧野栄町の区域が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による一部過疎地域として指定された。

これにより、令和4年度から令和7年度までの「匝瑳市過疎地域持続的発展計画」を策定し、旧野栄町の区域が非過疎地域となるよう、国からの財政支援措置等過疎地域対策を最大限に活用することで、持続可能な地域社会の形成や、地域資源を活用した地域活力の更なる向上の実現に取り組んでいる。

2 計画目標(指標)の令和4年度実績について

本計画における地域の持続的発展のための基本目標の令和4年度実績は次のとおり。

【市全体の数値目標】

K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和6年度)	令和4年度実績
社会増減数(累計)	▲708人 (H27年度～R1年度)	▲270人 (R2年度～R6年度)	▲698人 (H30年度～R4年度)

3 令和4年度実績に伴う目標の達成状況の評価について

匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標2「～そうさ!!匝瑳で暮らそう～匝瑳市への定住促進を進める」における具体的施策として、定住・移住人口の確保に向けた事業を実施し数値目標の改善に努めてきたが、依然として人口減少に歯止めがかかっていない。

引き続き、取組を継続するとともに、必要に応じて改善を図りながら、過疎地域の持続的発展に向け取り組んでいく。